

2 養成施設内で行う実習について

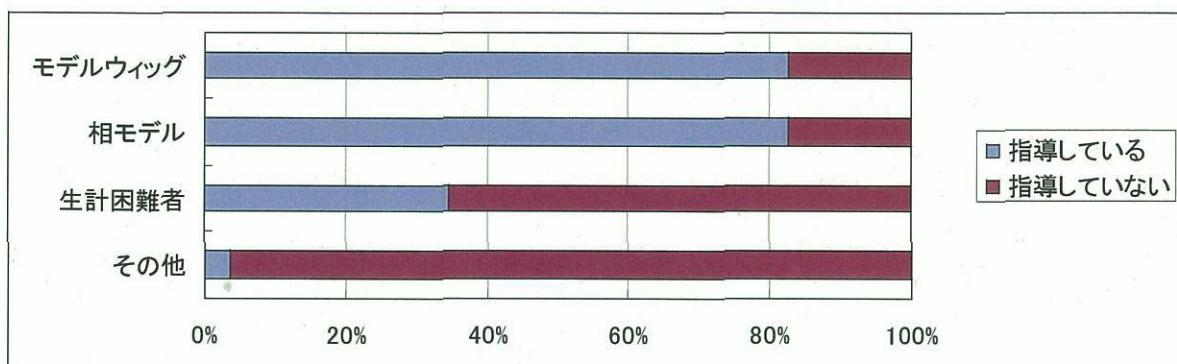
(1) 対象者（モデル）について

ア モデルに関する指導状況

養成施設内で行う実習の対象者（モデル）については、「モデルウィッグ」と指導している厚生局は8件（100.0%）、都道府県は16県（76.2%）、「相モデル」と指導している厚生局は8件（100.0%）、都道府県は16県（76.2%）となっている。

また、「生計困難者」を対象とするよう指導している厚生局は5件（62.5%）、都道府県は5県（23.8%）となっている。

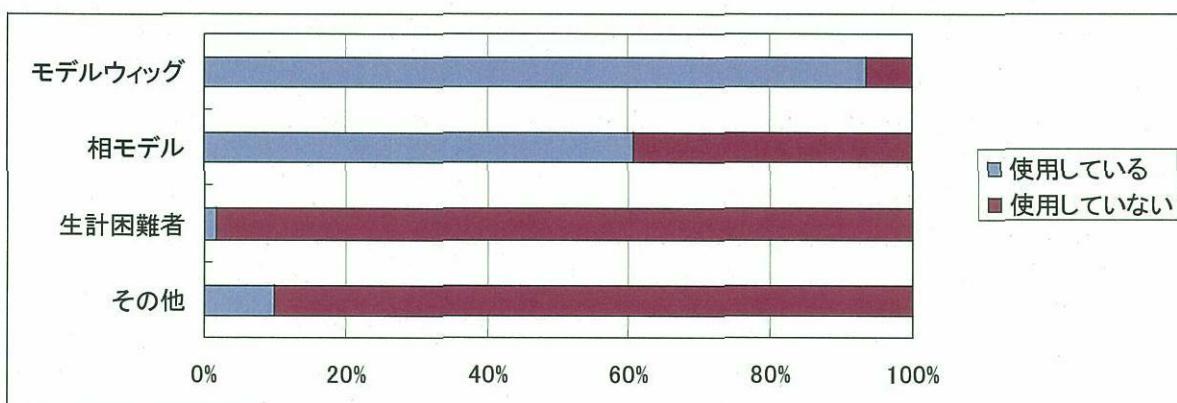
なお、「その他」としている厚生局1件（12.5%）は、「親又は兄弟」と指導している。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

② モデルの状況

「モデルウィッグ」としている養成施設323件（93.4%）、「相モデル」としている養成施設は210件（60.7%）、「生計困難者」としている養成施設は6件（1.7%）となっている。



また、「その他」34件（9.8%）の主なものは、

- ・養成施設の職員、元職員
- ・生徒の保護者、友人、知人
- ・学校近隣の地域住民
- ・受刑者

をモデルとしている。

(2) モデルを使用した実習の開始時期

モデルを使用した実習の開始時期について、「早める必要がある」とした養成施設は189件（54.6%）、「早める必要はない」とした養成施設は141件（40.8%）となっている。

